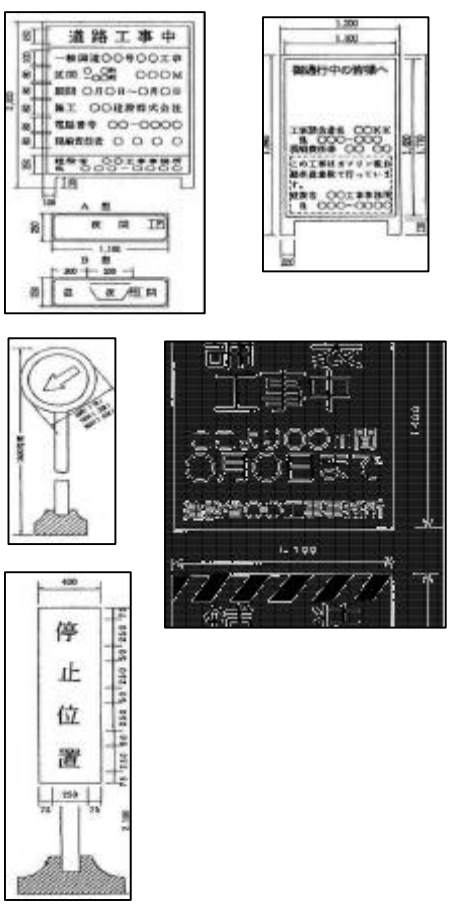
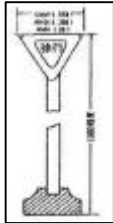
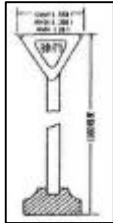
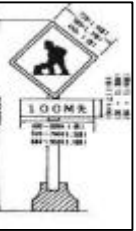


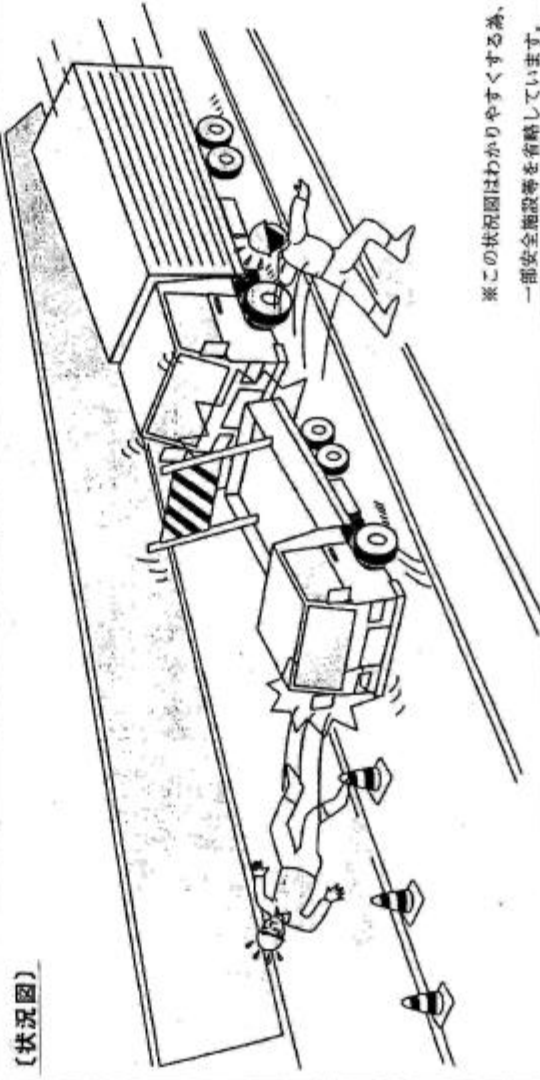
現道工事における保安施設配置図（保安施設を除く）

設置距離	工事起点	50m	100m	200m	300m	400m	500m	1000m
		 夜間作業 	   	   	  	  	   	

この事故事例は道路使用許可申請（公安委員会）通りに適正な（安全な）交通規制を実施しているにもかかわらず発生したた痛ましい死亡事故です。

もし、この事故において先に上げた事例のような交通規制（クッションドラムのクッション用の水不足、デルタクッションの設置位置・間隔不足等）がある場合は、当然大型トラックの運転手は処罰されますが、適正な（安全な）交通規制を実施していない**現場**

代理人・監理技術者・主任技術者は現場の管理義務を問われ業務上過失致死に該当すると考えられます。そのことを踏まえ、適正な（安全な）交通規制を実施するよう現場管理をお願い致します。

事例番号	事故分類	交通事故	
被災内容	死亡	工事区分（工種）	情報BOX管路工事
職 種	交通整理員	性・年齢	男・22歳 発生年月日 H14.7.17(水)
〔事故の概要〕 情報BOX管路工事の舗装のため片側交互通行に規制していたところ、走行中の大型車が停止線に気づかず、規制車に衝突した。大型車は規制車を約 30 m 跳ね飛ばした後、約 40 m 先の反対車線ののり面に衝突して停車した。大型車が突っ込んできた際に、規制車の手前にいた交通整理員は逃げて難を免れたが、規制車の前方にいたと思われる交代の交通整理員が規制車が大型車に跳ね飛ばされて死亡した。 ※道路使用許可申請（公安委員会）通りの適正な（安全な）交通規制を実施中。			
〔状況図〕  ※この状況図はわかりやすくするため、一部安全施設等を省略しています。			
要 因	人 的	・交通整理員の誘導や規制看板を無視した大型車運転手の間見、前方不注意。	対 策
	物 的		
		・安全会議の実施とともに、事故再発防止のための指導の徹底。 ①規制車の後ろには、不要な作業員、交通整理員は立ち入らないこと。 ②規制車と作業場所の距離を十分確保すること。 ③保安施設の確認を交通整理員等に徹底すること。	

※この事例は道路使用許可申請（公安委員会）通りに適正な（安全な）交通規制を実施しているのもので現場代理人・監理技術者・主任技術者は現場の管理義務を果たしたことになります。業務上過失致死の該当外となります。

参考資料

交通規制機材の注意事項！

必ずメーカーの規定や基準を理解して使用すること。

下記内容は各メーカーによって違いがあるので必ず確認すること。
また、下記内容は一つの実例であり、特定のメーカーや製品を特定するための資料ではありません。あくまで参考資料です。

事例①クッションドラムのクッション用の水不足。

メーカーカタログの抜粋によりクッション用の水は1個当たり20 Lの水袋が6個（120 L）必要と考えられる。

なお、土のう袋を使用する場合は水の場合と同等以上の重量（120kg）と体積（0.12m³/120L）が必要と考えられる。

製品仕様		クッションドラム	
項目	単位	1個	1個当たりの重量
ドラム容量（水容量）		200L（20L×10個＝120L）	
外径	mm	580mm	
高さ	mm	882mm	
内径	mm	3mm	
材質		Bag	
ドラム型		円形	
ドラム型		円形	

事例②デルタクッションの設置位置。（間隔不足）。

メーカーカタログの抜粋により設置位置は工事施工箇所先端より20 m以上なのでデルタクッションと工事規制車両の間隔が20 m以上、必要であると考えられる。

シート長は4 mなので緩衝体（デルタ部）に巻き付けて、短くしてはいけな^いと考^ええられる。また、デルタクッションのシート部が風などにより捲^かれ上がっている場合は、機能上問題があるのでシート部を特に管理することが必要と考えられる。

